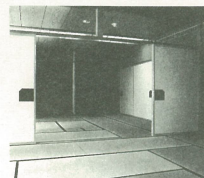
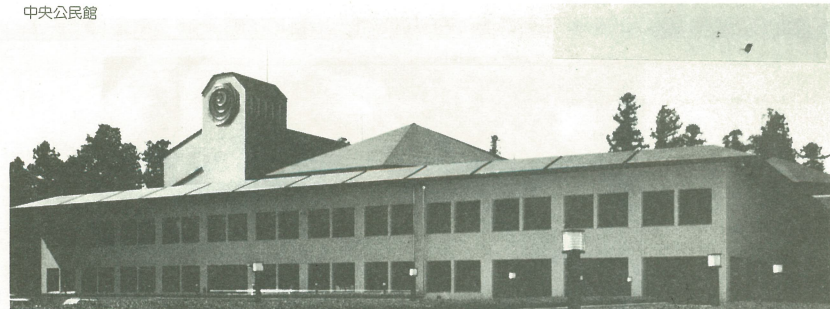




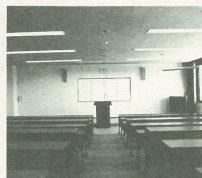
みのりの秋

ようやくさわやかな秋晴れの日が続くようになり、黄金色に実った稲穂の刈り取りも終わりに近づいてきました。『スポーツの秋』『味覚の秋』といわれるように、この季節は運動をするにも、味覚を楽しむのにも最高の季節です。皆さんもこの季節を大いにエンジョイしてください。

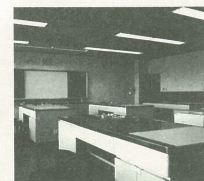
（写真は、勤労青少年ホームでの料理教室の様子です）



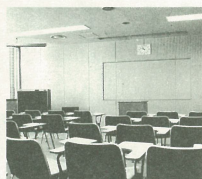
和室



研修室



調理実習室



視聴覚室

中央公民館使用料金表

利用区分	利用時間	午前 (8時30分～12時)			午後 (1時～5時)			夜間 (5時～9時)		
		平日	土・日・祝日	休日	平日	土・日・祝日	休日	平日	土・日・祝日	休日
大ホール	ホール	8,000円	10,000円	12,000円	10,000円	12,000円	15,000円	12,000円	15,000円	18,000円
	舞台のみ	3,000円	4,000円	4,500円	4,000円	4,500円	5,000円	4,500円	5,000円	5,500円
中ホール	ホール	3,000円	4,000円	4,500円	3,000円	4,000円	4,500円	3,000円	4,000円	4,500円
	土・日・祝日	4,000円	4,500円	5,000円	4,000円	4,500円	5,000円	4,000円	4,500円	5,000円
小ホール	展示資料室	1,200円	1,500円	1,800円	1,200円	1,500円	1,800円	1,200円	1,500円	1,800円
	中会議室	1,000円	1,300円	1,500円	1,000円	1,300円	1,500円	1,000円	1,300円	1,500円
	実技実習室	800円	1,000円	1,200円	800円	1,000円	1,200円	800円	1,000円	1,200円
	研修室	1,500円	2,000円	2,500円	1,500円	2,000円	2,500円	1,500円	2,000円	2,500円
	視聴覚室	800円	1,000円	1,200円	800円	1,000円	1,200円	800円	1,000円	1,200円
	学習室	800円	1,000円	1,200円	800円	1,000円	1,200円	800円	1,000円	1,200円
	調理実習室	1,200円	1,500円	1,800円	1,200円	1,500円	1,800円	1,200円	1,500円	1,800円
	児童室	500円	700円	800円	500円	700円	800円	500円	700円	800円
	日本間(1室)	600円	700円	800円	600円	700円	800円	600円	700円	800円
	// (2室)	1,200円	1,400円	1,600円	1,200円	1,400円	1,600円	1,200円	1,400円	1,600円

※入場料を徴収する場合の使用料については別に定めがあります。

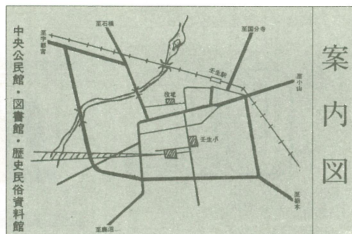
大ホール(客席数1010)

○中央公民館
ホールや研修室などを利用される方は
事前に印鑑持参の上来館し、申請書に記
入してください。

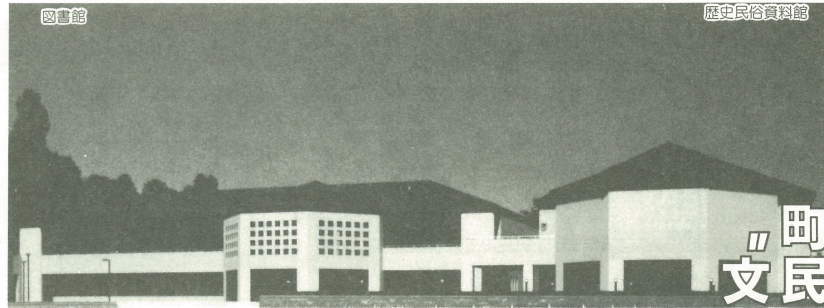
☆休館日 毎週月曜日
☆開館時間 午前八時三〇分～午後九時
○図書・歴史民俗資料館
☆休館日 毎週月曜日
☆開館時間 午前八時三〇分～午後五時
○なお、この三館のオープンは十一月三日
です。そして、歴史民俗資料館は二週
間ほど仮開館をしたのち、来年に本館
教育課(八二一〇八)へ。

利用のご案内

案内図



図書館



歴史民俗資料館

町民待望の「文化」の殿堂が完成

町民の皆さんが待ちかねた、
本町の文化の拠点となる仮称総
合会館が、昭和五十九年五月の
着工以来一年半の工期をかけ完
成しました。

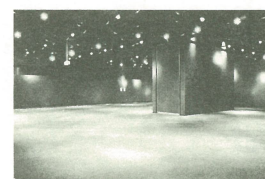
仮称総合会館の名称は、「王
生中央公民館」「図書館」「歴
史民俗資料館」となり、本町の
文化、教育、芸術の拠点となる、
複合施設です。中央公民館は、
大ホール、中ホール、研修室、
調理実習室、視聴覚室、和室な
どからなります。また、図書館
は、閲覧コーナーの他、児童室
バルコニーなどもあります。そ
して、歴史民俗資料館には、町

中ホール

中央公民館11月中の開催行事

日(曜)	行 事	町	民	参	加	に	よ	る	出	品	展
1日(金)											
2日(土)											
3日(日)	合併30周年記念式典 姉妹都市提携盟約式										
4日(月)											
5日(火)											
6日(水)											
7日(木)	敬老のつどい										
8日(金)											
9日(土)											
10日(日)	NHK公開録画(勝ち抜き歌謡天国)										
11日(月)											
12日(火)											
13日(水)	歌謡ショー 新沼謙治 三笠優子 小林幸子 千 昌夫 金沢明子										
14日(木)	文化祭合同展 我がふるさと 我がふるさと										
15日(金)											
16日(土)											
17日(日)											
18日(月)											
19日(火)											
20日(水)											
21日(木)	教育文化祭										
22日(金)											
23日(土)											
24日(日)											
25日(月)	NHK料理教室録画										
26日(火)											
27日(水)	NHKおかあさんの勉強室録画										
28日(木)											
29日(金)											
30日(土)											

図書館



歴史民俗資料館

お年寄の幸せのために 各種老人福祉サービス



度お世話します。		度お世話します。	
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護
介護保険料	特別介護	介護保険料	特別介護

家庭サービス派遣

老衰や心身の障害等のために、日常生活を営むのに支障のある老人または、心身・身体障害者のいる家庭で、家族がその方の介護を行えないような状況にある場合に派遣されます。

痴呆性老人及び ねたきり老人等 短期介護

介護者の病気で、介護者本人などのため、一時的に家庭で介護が受けられなくなつたおむね六十五以上の老人を、週間保

老人精神衛生相談

老人の痴呆についての相談、指導を行っています。

相談日 第一、三、五曜日
午後一時～三時
場所 南保健所

ねたきり老人 家庭介護者 助成金の支給

六ヶ月以上おむねりの状態にあるお年寄を家庭で介護している方に、身体的あるいは精神的

負担をしても軽減してもらつたため、年額一万円を支給いたします。

寝たきり老人 年末扶助金品等支給

寝たきり老人に対し、毎年末に、おむねり等の用品を支給いたします。

敬老金及び 特別敬老金の支給

敬老金
七十五歳以上七十九歳未満 三、〇〇〇円
七十五歳以上 六、〇〇〇円
特別敬老金
七十五歳以上百歳未満 五〇、〇〇〇円
百歳以上 一〇〇、〇〇〇円

町老人憩いの家の 無料利用

町内在住の六十歳以上の方は無料で利用できます。
大字生甲六の四
・富士見荘 八二一九一五
大字羽生田一三五〇一二
休日 毎週月曜日 年末年始十二月二十九日から翌年一月二十九日まで
利用時間 午前九時～三時
午後六時～三時

知っておいてください

老人保険の医療制度

老人保健制度は、壮年期からの総合的な保健対策を推進し、国民の健康な老後を迎えられるように実施されています。

医療の対象者は

老人保健の医療は、七十歳以上の医療保険の加入者および、六十五歳以上七十歳未満で、障害認定を受けた医療保険の加入者が対象となります。

健康手帳の交付は

医療は、七十歳の誕生日または、障害認定を受けた月の翌月（認定を受けた日の初日の属する月）から開始されます。

健康手帳、医療受給者証は、医療の受給資格を証明し、医療と日常の健康管理に役立たせるために、健康診断などの結果を記録するものです。この手続き

医療の受け方は

医療を受ける場合は、今まで加入していた医療保険加入者としての資格はそのまま残り、これまでの健康手帳・医療受給者証と健康保険の両方を提示します。

外来（通院）の場合は、その月の最初の診療日に四百円の一部負担金を医療機関に支払います。

総合病院の場合は、各診療科を一つの医療機関とみなし、原則として各診療科に支払います。

入院の場合は、入院時の一部負担金は一日当たり三百円です。ただし同じ病室または診療所に継続して二ヶ月（社保・船保・共済の被保険者本人の場合は五十日）を超えて入院したときは、その後は支



障害者の方は

上の方を対象にしていますが、六十五歳以上で次の障害を持っている方も対象になります。

- ①身体障害者手帳三級以上と四級の級の一部
- ②国民年金の障害年金・障害福祉年金の受給権者
- ③厚生年金等の障害年金、二級の受給権者

その他の手続きは

・町の区域での住所変更や加入保険証の更があった場合は健康手帳・医療受給者証、保険証、印かんを持参の上すみやかに届けてください。

お達者です

本町には九十歳以上の方が四十二人（男性一人、女性三十一人）います。その中の、三人の方に長寿の秘つたの話を聞いてみました。

植竹マサさん

西高野

西高野に住む植竹さんは、毎週火曜日と土曜日に老人クラブの皆さんと公民館で輪なげをしています。輪なげをしている皆さんの中では、一番の長寿で九十三歳になります。植竹さんは輪なげを始めてから今まで、ほとんどかかす公民館へ通っているそうです。それが何よりたのしみだそうです。また家には庭などには、庭などの草むしりなどもしているそうです。



輪なげをする植竹さん

平石作次郎さん

舟町

今年九十二歳になる平石さんは、本町の男性では小谷野勝之進さんと並び最長寿者です。なおかつ、今でも元気に自転車に乗り町内を走り回っています。そして、毎日庭木の手入れや、畑仕事などもしているそうです。また毎年四月二十四日に行われる東下町の地蔵祭のときには、平石さんが、もちつきをするところまで、ほんとにびびりしました。



自転車に乗る平石さん

鈴木イエさん

西高野

昨年百歳の太極に乗った、本町の長者です。イエさんはとても話をするのが好きだそうで、それが頭をはげさせやすい秘けつでしょう。そして十二月にはやがて生まれるそうです、それがとてもたのしみだそうです。



町長といっしょに

昭和60年度長寿番付表

(敬称略)

東				西			
番付	氏名	年齢	町内	番付	氏名	年齢	町内
1	鈴木 小川	98	高野内	99	山田 国谷	99	国谷(西)
2	横山 大	96	高野内	95	大井 宝	95	宝町井(一)
3	大出 大	95	高野内	94	下田 今	94	今国谷(一)
4	大出 大	93	高野内	93	山田 国谷	93	国谷(一)
5	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
6	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
7	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
8	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
9	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
10	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
11	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
12	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
13	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
14	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)
15	大出 大	93	高野内	92	山田 国谷	92	国谷(一)

壬生町民憲章 1. 思いやりに満ちた心であたかい社会をつくりま

壬生町民憲章 1. 自然と歴史を大切に、よりよい環境をつくりま

ふれあいとおもいやり 合併三十周年記念壬生福祉まつり

合併三十周年記念壬生ふくしまつりが、九月十五日町総合運動場で行われ、多くの人でにぎわいました。

ふくしまつりは、町、町社会福祉協議会が主催し、自治会連合会や民生委員協議会を始め、福祉団体やボランティア団体の協力により開かれ、開会式では、これらの協力団体を代表し、町老人クラブ連合会の委員長一会長が「福祉問題の理解を深めるとともに、仲間意識の高揚を図り、福祉活動を町全体に広め、ふれあいとおもいやりを大切にした。福祉の町づくり」を推進します」と、福祉のまっぴくりを宣言しました。

会場では、点字紹介、福祉機器展示、健康・年金相談コーナー、婦人会の模擬点、青年団のふれあいまちつきなどが、またふれあい競技場では、車いす競走、輪投げ、ゲートボールなど、会場いっぱいには多彩な催しが行われました。

そして、消費者友の会、婦人会などで行ったバザーは、各自治会などにバザー品の提供を依頼して開かれ、その集金は、一、二四〇、四五五円にもなり町福祉寄金へ寄付されました。福祉まつりには、会長あいさつにもあったように、個別活動に



目をふさぎ盲導犬と歩く



ふれあい競技(輪投げ)



ふれあいまちつき

特別弔慰金支給法が 改正されました

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部が改正され、あらたに額面三十万円まで、遺族の国債が支給されることになりました。

- ☆支給対象者
- ① これまでに特別弔慰金(三万円)又は第二回特別弔慰金(二十万円)あるいは第三回特別弔慰金(十二万円)の国債を受けた遺族
 - ② 昭和六年九月十八日以後の戦没者にかかわる公務扶助料、遺族年金などを受けていた方が、昭和五十四年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に死亡などによってこれらの年金を受給するものがすべて、いなくなった遺族
- ☆請求遺族の範囲
- 配偶者、婚姻により氏を変えた方を除く、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、三親等以内の遺族
- 詳しくは民生課または、県老人福祉課(〇二八六—三三三〇五四へお問い合わせください)。

かんぴょうの消費拡大を図る かんぴょうひとにぎり運動

町特産のかんぴょうは、三〇〇年近い伝統の中で栽培されていて、県内でもその生産量、販売量とも上位の位置を占めていますが、消費量は、消費地の大半分が関西方面などに限られているため頭打ち状態となつていまして、そこで、当町に於いては町

かんぴょう生産流通推進協議会が、かんぴょうひとにぎり運動を実施し、かんぴょうのPRなど消費拡大運動に成果を上げてきました。本年も七三戸の生産農家が協力し、一七五坪のかんぴょうが集り運動が展開されています。

かんぴょうひとにぎり。と生産農家で仕上ったばかりの運動は、五十五年の国体を契機に毎年運動を実施し、集まったかんぴょうを消費拡大キャンペーンや、生活改善クラブのかんぴょう料理講習会利用、県外来訪者への配布などに使用しています。

近年、かんぴょうは健康食品として注目され始めています。みなさんも、かんぴょうを使つた料理をぜひ試してください。かんぴょうの良さを見つけることができれば幸いです。



集めたかんぴょうをまとめる会の皆さん

交通事故のない町をつくる 第10回交通安全町民大会

秋の全国交通安全運動が、九月二十一日から始まり、本町でも運動の初日に第十回交通安全町民大会を中央公民館で開きました。

今回の大会は、昨年同様に比較し、死亡事故数は昨年が七名でしたが本年は一名と減少しているものの、交通事故発生件数がやや増加しています。そこで、今後交通事故が増加することのないよう、町民一人一人が人命尊重を基本理念とした、交通事故防止を図るため、交通ル

初心に振り返り競技する 安全運転競技大会



真剣な表情で競技する会員

第五回町女性ドライバークラブ安全運転競技大会が九月二十日、壬生自動車学校で行われました。

この大会は、女性ドライバーが競技を通じ、運転技術の向上と交通ルールについての知識を修得し、交通事故防止に寄与することを目的に行われました。大会は、コースを道路交通法に定められた通行方法により走行し、持点を減点していく方法



中央公民館で行われた大会

で競技が行われました。女性ドライバークラブの会員達は、緊張した表情で競技に取り組み、まるで、教習所で免許を取る時のようでした。

この大会で六位までに入賞した次の方たちは、十月に行なわれる栃木地区の大会に出場することになっていますので、健闘が期待されます。

優勝 高橋典子さん(壬生支部)
二位 白井和江さん(南大綱)
三位 二瓶美恵子さん(壬生)
四位 林ミズ子さん(壬生)
五位 阿久津きみさん(壬生)
六位 篠原来子さん(稲葉)

大勢の人出でにぎわう 女性ドライバークラブ チャリティーバザー

女性ドライバークラブ
チャリティーバザー



交通通見チャリティーバザーが町女性ドライバークラブ(人見イハ会長)の会員達により、九月八日町中央公民館にて行われ、大盛況でした。

この催しは、町内の交通通見のために女性ドライバークラブの会員がバザー品を持ちより、また、町民にもバザー品の提供

国民年金に任意加入の 皆さん、届け出が必要です

来年四月より新年金制度に変わる

任意加入者の皆さん、社会保険庁から届け出の二案内は届きましたか。

六十一年四月からの新年金制度では、被保険者の種別が、現在の強制、任意の二種から、第一号、第二号、第三号被保険者の三種に変わります。

現在、国民年金に任意加入している皆さんのうち、次のいずれにもあてはまる方は、第三号被保険者としての届け出が必要となります。

①あなたのご主人が厚生年金または船員保険の加入者であること。

②あなたのご主人が、大正十一年四月二日以後に生まれた方であること。

③あなた自身が、主としてご主人の収入により生計を維持していること。（あなたが、健康保険の被扶養者になっていないような場合）

土地の 標準価格決まる 地価調査

昭和六十一年地価調査の標準価格が、十月一日に栃木県知事から、次のとおり公表されました。この価格は、みなさんに土地

- ・間覧希望者は、町企画課へおいでください。
- ・基準地の価格判定時点
昭和六十一年七月一日
- ・基準地の単位面積当たりの価格等
（一㎡当たり）
- ・住居地
本九二丁目二二番一〇
四一、一五〇円
正生甲若東原三九三番四六
四七、一〇〇円
安塚字西南原八八〇番五
- ・近隣商業地
緑町二丁目一〇三番一九一
八八、四〇〇円
- ・市街化調整区域
羽生田字前川原三三六番四
一三、四〇〇円
岡谷字前畑一四七二番七
一一、五〇〇円
- ・第一種住居専用地区
安塚字西南原九二八番三
三八、三〇〇円
- ・第二種住居専用地区
表町一九二八番二
三六、九〇〇円

国民年金に 加入しよう

現在、わが国には七つの公的年金制度があり、国民の誰もがいずれかの制度に加入し、将来年金をうけとることができるようになっています。

加入する制度は、その人の職業によって定められていますので、職業が変れば加入する制度も厚生年金保険や共済組合など

加入していない二十歳以上五十九歳までの人で、日本国内に住所がある人は、すべて国民年金に加入することになります。

国民年金制度は、国民の老後の生活の安定を図ることを目的としており、国が責任をもって運営しています。

また国民年金に加入していない人は、すぐ加入し自分の生活設計を確かなものにして下さい。国民年金の加入手続きについては、住民課年金係におたずねください。

町史研究

近世史の原点 太閤検地帳

みなさんは中学、高校で日本史を学ばれた際に、秀吉が太閤検地を施行した時に、検地に従わなければならぬ、城主に伺候ハハ、其の城へ退ハ、各相談一人も不置置なきてきりニ可申付、百姓に至るまで不相屈ニ付テハ、一郷も一郷も、悉なきり可仕候」と、五奉行の一人

これは領主や、名主の田来の権益を奪うことになりましたので、当然強い抵抗が起っており、秀吉の強硬な態度で生れてくる訳です。

下野国では豊野長政が文禄二年（一九三）から同四年にかけて検地が実施されたことは、旧上石川村（現沼市）、小深村（茂木町）、下倉村（上河内村、下岡本村、河内町）などに検地帳が残っていることで明らかです。

この検地帳は領主の政策を知るのみではなく、村の歴史を知る上でも、近世初期の農民の土地所有の状態や関係、小字名、村の起源などがよく分かりますので、大変貴重な史料です。

従って昭和三十一年には小深村の検地帳、本年度は下倉村の検地帳が果の指定有形文化財に指定されています。

さて、壬生町でも町史編さんの過程で旧福田村の大豆田の過半数の検地帳が、原野には三十軒の屋敷が開発されていることが記録されています。

太閤検地には、新しく村がつくられ、新たな集落が形成されていたのが分かると思います。

町史編さん専門委員（近世）宇都宮高等学校教諭 渡辺平良

町史編さん だより

江戸時代の 敬老行事

九月は敬老の月です。現在私達は自分の年をとりぬるを始めて、親族、縁族を問わず、高令者九月は敬老の月です。現在私達は自分の年をとりぬるを始めて、親族、縁族を問わず、高令者

に対して長命を望むとともに、子ども達にも高令者を大切にすような教育をしているわけですが、このような意味において、敬老の日が国を挙げての行事として制定されております。

それでは昔はどうであったでしょうか、江戸時代のことですが、壬生藩では領内全域の人々が九十才以上の高令者を調べ、城主がこれらの人々を尊敬の念をこめて表彰したそうです。

いつの世になっても若いものが老人を尊敬するのは美しいことだと思えます。それはその人に対する尊敬の念と同時に先輩のなした文化への貢献に感謝する表現であらうです。

ここに数多く表彰された人々が存在したところであろうと思いますが、その中で助谷部落で表彰された一、二の例を述べます。

○例一、天保年中（一八三〇～一八四三）壬生藩主が領内の長寿者を壬生城に呼び表彰しました。その時、助谷の百姓平七は九十歳で光栄に浴し、賞として米俵（六十kg）を贈られました。

○例二、嘉永二年（一八四九）十一月十七日にもやはり長寿者を表彰しております。この時は助谷の百姓惣三郎という人の母親で、とよという人が九十

二歳で光栄に浴し、賞としては米一俵（六十kg）を頂戴して、なお、郡奉行所まで酒、お吸物をご馳走になり、長寿者としての面目を得ました。このように老人は北小林生れの人で長蔵という人の妻に生れる時、年をかくして嫁いだので、当時の宗門帳（現在の戸籍簿）には八十八歳であったため、宗門帳調の係の人が不調法をお詫びし事実を申し上げて許しを得たそうです。

以上、徳川時代の敬老表彰について一つの例を述べたわけですが、現在壬生町では九十歳以上の高令者四十二名、その中で九十五歳以上が六名で、最高令者は百一歳、次のが九十九歳という長寿者の多い町として生活環境の良善な、また、人々のおいやりなと精神生活面ともにあいまった町として発展しています。

これらの高令者に対する長寿の祝として町を代表し、町長が一人一人の高令者を訪ね長寿を祝福し記念品等を贈っておりま

昔は城主が高令者を城に呼び祝福しましたが、現代は一人一人の長寿者を町長が訪ねて祝福しており、今昔の異を感じても

大豆田金一郎氏所蔵
太閤検地帳（写文書）

金一郎さん宅で文禄三年の写しが発見されました。

この史料によりますと、この村の排地面積は田四町五反三畝四歩（百二十六・四升四合）、畑三十町二反七畝二歩（一、百二十六・四升四合）、年貢を負担する農民（名請人）は寺を含めて、二十名に記されています。

しかし、屋敷は寺を含めて三か所しかありません。しかも伊賀という農民の屋敷を除きますと無住となつています。

これからの検地で村境が人為的に決められた村切りが行われたことを意味します。

新しく生まれた福田村（この当時では福渡戸）村には耕地はあったが、古来の集落は外に切り離されたものと解釈できます。

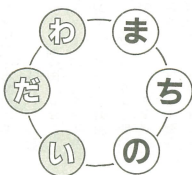
同村の大橋長さん宅の寛永十四年（一六三七）、同十五年の寄附帳と検地帳によりますと無住の屋敷は六軒、原野には三十軒の屋敷が開発されていることが記録されています。

太閤検地には、新しく村がつくられ、新たな集落が形成されていたのが分かると思います。

町史編さん専門委員（近世）宇都宮高等学校教諭 渡辺平良



大正十一年五月二十一日
上・下稲葉合同敬老会
（梁島庄左門氏提供）



創立十五周年記念大会開く

壬生少年剣道教室

壬生少年剣道教室創設十五周年記念大会が町の合併三十周年記念奉祝大会と精忠神社奉納十五回剣道大会と併せて、九月八日壬生小学校体育館に於いて町内外十三の剣道教室、中学校の参加により行われました。壬生剣道教室は、昭和四十六年に次代を担う少年達の育成を



三上師範のあいさつ

目的に創設され、以来十五年間剣道の厳しい修練を通じ、礼節信義、誠を教育の基本として子ども達を導いて来しました。大会は、主催者の挨拶などであと、日本剣道形が、そして、錬成試合は小学生が五つの部に、中学生が個人の部と団体の部に分けで行われました。剣士達は目頭の鍛錬の成果をいかに高く発揮しすばらしい試合を見せてくれました。また、高齢者模範演武では坂本良作さん(八十五歳)・水井重正さん(七十五歳)が若い人達と変わらぬ動きで演武を見せてくれました。大会の結果は次のとおりです。

○小学一・二年生の部
優勝 堀田優君 (統武)
○小学三年生の部
優勝 細井宏泰君 (統武)

町民のひろば

「町民のひろば」はみんなで作るページです。まちのわだいは、身近なコースやできごとを、「職場の若き」を紹介される方は、男女は問いませんが独身の方を、私の家族は小学生男女の方、わたしの自慢料理は主婦の方へ一報ください。

紅白柔道大会開く

町体協柔道部



大会に参加した皆さん

紅白柔道大会が、合併三十周年記念事業の一環として町体育協会柔道部・里川三男部長主催により、九月二十二日町総合運動場柔道場にて開催されました。この大会は、柔道の普及啓蒙を目的として、町内の小中学生から、一般成人までが参加し、和気相合の内に目頭の鍛錬の成果を発揮しました。中学生の部で優勝した南坂君は、八月に初段に合格し黒帯を締めての参加で、今後も柔道を続けていきたいと話しております。

○中学生の部
優勝 南坂肇君 (仲通町)
二位 鈴木好美君 (西高野)
○女子・小学生の部
優勝 荒川洋子さん (田向)
二位 西神伸保君 (東下台)

短歌

壬生町文化協会文芸部選



伸びるだけ手足を伸ばし立つ間にとぎれとぎれの蟋蟀の声
正田良次郎

杖つきで河原の石を踏みゆきし
奥村とし

教へ子は警察署長になりしとぞ
告ぐる噂の若くたのもし

茂木 富美

読経終へし僧の衣のきぬすれの
ほかに青なし通夜のひととき

排句

佐藤 淑子

雑踏のビル谷間や雲の峰

衆川 綾子

大望の崩れしは何時雲の峰

秋山 仙

芝に生ふ文字 摺草 小樽雨

鈴木 木実

驚草のついに一羽とをりにけり

私の家族

ぼくのお父さん

稲葉小学校六年

三上 裕貴



よくのお父さんは、そば屋をしています。本当の手打ちそばなので、粉を混ぜ合わせるころから作業です。一回打ち終わると顔には汗がいっぱいです。それを一日に何回もくり返し

職場の

わかもの

益十 康子さん(23)

(株)平田玩具製作所



ミス・コンピュータ

私どもは壬生町玩具製地に工場があります。おもちゃメーカーです。年間を通して様々な種類ののおもちゃを製造しております。益子さんの仕事は、製造部門で発生するいろいろな情報をオプティコンビューターに入力するオペレーター業務や、得意先への納品伝票作成、資材購入伝票の整理等、会社にとって大事な情報を扱う立場にいます。彼女もすでに入社四年目に入っており業務にかなり慣れてきています。コンピュータというように、コンピュータにも積極的に作業指導、意見交換をしているようです。何事も自主的にこなしていくタイプの方です。頭の回転もコンピュータ工程ではないにしても早い

うで、事務処理作業もテキパキこなしてくれまして、欠勤なども少なくよく働いてくれます。現在当社では業務改善運動を展開中で、彼女には改善提案制度の推進委員をお願いしており、第一回目の改善提案として標語の募集を行なったところ、益子さんの標語が入選し結婚資金になるほどではありませんが報奨金をもらうなど、今後が期待できそうです。という訳で彼女の有能さばかりをお話ししましたが、それはやはりでなく女性としての魅力もやうりやさしさを合わせ持っているのと思います。特に若い独身男性の皆さん益子さんをよろしくお願いします。

紹介者 総務部長 平田豊和

わたしの自慢料理



生イカと豆腐の 変り揚げ

上表町 二瓶 美恵子



【材料】4人分 生イカ1パイ 木綿豆腐1丁 玉ねぎ1コ 椎茸3枚 片栗粉大さじ3 サラダ油

【作り方】①豆腐は布等でよく水気を取り②生イカは皮をはぎ、よく水分を取り5ミリ角位に切る(頭も足も入れる)③玉ねぎ、椎茸もみじん切りにする。④ボールに①②③片栗粉を入れよくかきまぜる⑤フライパンに油を入れ、180°位の油の中に具をスプーンですくって入れ、きつね色になるまでよく揚げ⑥熱いうちに、からし醤油で食べる。

好んでレモン汁を入れてもいい。玉ねぎ、椎茸の他に人参ニラ等好みの野菜を入るとおいしい。



(このコーナーへは、どなたでも参加できますのでご一報ください。)

保育所（園）の 入所児童募集



本年度の保育所（園）の入所児童を次のとおり募集します。
入所（園）希望される家庭ではお早めに申込みください。
○入所基準
○歳1六歳の就学前のお子さんで、母親が仕事・病気・出産看護などで保育ができないか、母親がいないなど、昼間家庭で保育できない家庭であること
なお、○歳児の受け入れは、保育所 人数に限られています

のて早目に申込みください。
○保育時間
平日は、午前八時三〇分から午後五時まで、土曜日は正午までです。平日、土曜日も前後約三〇分の早出、居残り保育を行っています。また、六月・十月の主曜日は延長保育（午後五時）を行います。
○保育料
家族全員の前年度分の税額の合計により決められます。
○入所選考
入所基準に従って、必要性の高い家庭の子から順に選考します。

○申込方法
入所申請書は民生課、両支所各保育所に用意してありますので、記入のうえ手続してください。
○申込締切
十一月三十日（土）
○各保育所（園）募集人員及び所在地
・第一保育所 六十九人
・第二保育所 二十一人
・大字安塚一、二七九一
・第三保育所 四十人
・大字上稲葉九三五一一
・第四保育所 三十九人
・第五保育所 十一人
・大字助谷一、一六五一三
・王生寺保育園 十四人
・大師町二一〇一六
・ありんこ保育園 十八人
・大字王生甲三七九一一〇

○申込方法
入所申請書は民生課、両支所各保育所に用意してありますので、記入のうえ手続してください。
○申込締切
十一月三十日（土）
○各保育所（園）募集人員及び所在地
・第一保育所 六十九人
・第二保育所 二十一人
・大字安塚一、二七九一
・第三保育所 四十人
・大字上稲葉九三五一一
・第四保育所 三十九人
・第五保育所 十一人
・大字助谷一、一六五一三
・王生寺保育園 十四人
・大師町二一〇一六
・ありんこ保育園 十八人
・大字王生甲三七九一一〇

善意銀行

○金一九、二九〇円
王生町女性トライバークラブ
○金二、〇〇〇円
渡辺岩五郎・古はる夫妻
○金二、五〇〇円
林津子様
○金三、〇〇〇円
鈴木サイ様
匿名

九月の町内価格調査結果

品名	単位・品質	最低値～最高値	平均	前月平均
小麦粉	1等粉 1kg	168～218	196	194
豚肉	もも肉 100g	155～180	165	160
サラダ油	1,650g	580～748	651	647
砂糖	上白糖 1kg	208～270	242	242
しょう油	濃口 1ℓ	231～318	259	276
塩さけ	100g	160～250	202	243
さばカン	水煮2号 220g	90～136	111	110
インスタントコーヒー	150g	880～1,080	986	986
キャベツ	1kg	60～140	92	189
玉ネギ	1kg	30～180	82	80
卵	10個入 M	200～245	218	192
ちり紙	1,200枚	198～260	233	233
ティッシュペーパー	400枚	118～150	133	133
洗濯洗剤	2.65kg	830～910	888	884
台所用洗剤	380ml	148～288	174	170
ラップ	30cm×20m	130～206	170	164
アルミホイル	25cm×8m	99～138	122	121
灯油	18ℓ	1,350～1,600	1,454	1,422
プロパン	5m ³	2,580～2,960	1,471	2,872
ガソリン	レギュラー 1ℓ	130～145	139	140
軽油	1ℓ	93～138	103	100

お子さんの相談は 民生課各保育所（園）へ

町では、次のようにお子さんに関する相談をお受けしています。お気軽においでください。
○場所
民生課・各保育所（園）
○内容
子どもたちの性格、生活のしつけ、知能、言語などの相談

まちのうごき

10月1日現在	
人口	37,238人 (+14)
男	18,480人 (-1)
女	18,758人 (+15)
世帯数	10,555世帯 (+10)
() 内は前月比	

十一月の納税

国民年金	十・十一・十二月分
国民健康保険税	第五期分

お詫びと訂正

お知らせ版10月8日号でお知らせした「勝ち抜き歌謡天国」観覧申込みの中に、申込み締切が10月28日(月)当日消印有効とあるのは、10月28日(月)必着の誤りですので、お詫びして訂正いたします。